

建材に関するリコール指針の状況について(基本論点に沿った整理)

国	日本
1 名称	建材のリコールハンドブック
2 名宛人	事業者(代理店、販売店、住宅工事請負業者、住宅メーカー等)
3 対象物	「建材」: サッシ、ドア、手摺、クローゼット収納、階段、床材、ユニットバス、システムキッチン、外壁材等、主に戸建て住宅及び集合住宅に使用される製品 (ユニットバス、システムキッチン等に組み込まれる給湯器、コンロ、レンジ等、別途その製品の安全に関する法律が整備されている設備機器を除く)
4 定義 ①リコール ②是正措置 ③自主リコール ④消費者 ⑤その他	<p>①建材による事故の発生の拡大可能性を最小限にするための事業者による対応であって、具体的には、①流通および販売段階(代理店、販売店、住宅工事請負業者、住宅メーカー等)からの回収又は改修並びに②既に施行されている製品の回収又は改修。</p> <p>②特になし</p> <p>③特になし</p> <p>④施主、入居者等製品の使用者</p> <p>⑤「回収」: 製品を引き取ること 「自主回収」: 事業者が自らの意思で、市場から製品を回収すること 「回収命令による回収」: 行政庁からの命令によって回収すること (*本ハンドブックの対象は「自主回収」) 「改修」: 製品を他の場所に置き換えることなく、適切な者による直接訪問での点検、部品の交換、修理等を行うこと 「事故」: 重大な人身事故及びそれにつながる可能性が高い物的事故並びに財物に多大な損害が生じた事故及びそれにつながる可能性が高い事故 「事故等」: 事故発生の可能性が高い不具合の兆候並びに製品が重大な機能不全にいたる可能性が高い不具合及びその兆候 「社告」: リコールの対象となる製品の使用者が特定できない場合に、使用者への通知手段の一つとして、企業が新聞に掲載するリコール広告 「取引先」: 直接取引を行っている自社製品の取扱い事業者だけでなく、製品が消費者に引き渡されるまでの流通過程で関与する事業者も含む</p>
5 方法 ①リコール ②是正措置 ③その他	<p>①流通過程にある製品の回収、建築物等に取り付けてある製品の点検、部品交換、修理等の改修 (*消費者への対応は、必ずしも食品メーカー等が行っている消費者の手元にある製品を回収するというわけではない)</p> <p>②特になし</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な組立、取付、設置等のための取扱業者への情報の提供—組立説明書、施行要領書等、取扱業者向け説明書 ・誤使用防止及び適切なメンテナンスのための使用者への情報提供 ・中古住宅、アパート等で入居者が変わった場合にも、対象となる消費者に適切な情報を提供できるよう配慮することが望ましい <ul style="list-style-type: none"> —製品表示ラベル —「取扱説明書」、「住まいのしおり」、「建材を正しく安全にお使いいただくために」等、消費者向け説明書

<p>6 危険度</p> <p>①類型</p> <p>②判断方法</p> <p>③判断基準</p> <p>④行政機関との連携</p> <p>⑤原因(製品)の特定</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事故」 ・「クレーム情報」 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故内容の確認ー「受付票」などを用意しておく ・過去の同様事故およびクレーム情報の確認ー事故が発生した場合は、同一事故だけでなく同様の構造、同様の部品を採用している製品についても確認する必要がある。 ・事故拡大可能性の評価ー事故の拡大防止のために、重大事故への拡大可能性の有無を検討する共に、件数が増加する可能性の有無の両面から検討する必要がある。 <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人への危害又はその可能性があるか」 ・「拡大の可能性があるか」 <p>④建材においても、製品事故が発生した場合には、「事故情報収集制度」に則って製品評価技術基盤機構に報告することが望ましい。</p> <p>⑤様々な可能性を検討し、原因の特定を行わなければならない(設計に起因、製造に起因、加工・組立に起因、施工に起因、情報不足に起因、誤使用・不注意に起因、複合起因、天災・不可抗力等)</p> <p>(* 社会通念上不適切な製品選択、組立、施工に起因する事故の場合は建材メーカー主体のリコールの対象とはならない)</p>
<p>7 実施体制</p> <p>①常時</p> <p>②具体的場合</p>	<p>①万一、リコール対応が必要になったときのために、リコール要否の決裁者、主管部署、告知体制、アフターフォロー等、実施項目及び役割分担を決めておく。</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故の発生又は事故につながる兆候を発見した場合には、状況を正確に把握し原因究明を行い、速やかな対応と事故の拡大防止を図らなければならない。 ・建材で事故が発生した場合、原因を特定することが困難な場合があるため、原因究明の方法と担当者の選定が重要である。 ・リコールを実施するか否かの意思決定は経営トップ層が行うべきであるが、意思決定のための判断材料を関連部署で準備する。 ・リコール実施の準備ーリコール実施を決定した後、迅速かつ的確にリコール対応を進めるためのポイント(対策本部の設置、リコール実施計画の作成、社内への伝達)